2―3の表を次のように改める。

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	140パーセント以上
★★★★	127パーセント以上140パーセント未満
★★★	113パーセント以上127パーセント未満
★★	100パーセント以上113パーセント未満
★	100パーセント未満

○国土交通省告示第五百九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
砂川市北吉野町一五五二番三から同市乙二四号番四まで	前	最大 七六	一、八三八
		最小 二二	
	後	最大 七六	
		最小 二二	

○国土交通省告示第五百十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字門田二五番地先から同府乙訓郡大山崎町字円明寺小字土辺六番一まで	前	最大 三六〇	六〇
		最小 二七二	
	後	最大 三〇六	
		最小 二五五	

○国土交通省告示第五百十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　山陰自動車道鳥取益田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
松江市玉湯町林一七九四番四から同市玉湯町林一六〇一番六まで	前	最大 八一	九三
		最小 三九	
	後	最大 一〇三	
		最小 三九	

○国土交通省告示第五百十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
倉敷市二子字大平六三七番から同市二子字大平六三〇番二まで	前	最大 六八	六一
		最小 二四	
	後	最大 六八	
		最小 二四	

○国土交通省告示第五百十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岡山市北区牟佐字高尾一六七二番一から同市北区牟佐字高尾一六七四番三まで	前	最大 三五	八四
		最小 二三	
	後	最大 五五	
		最小 二三	

○国土交通省告示第五百十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岡山市北区今岡五六二番から同市北区今岡七四五番二まで	前	最大 二六二	三二
		最小 二一四	
	後	最大 二七六	
		最小 二一五	